

令和7年度第1回広島県私立学校審議会 議事録

- 1 日 時 令和7年7月29日（火）15時00分から16時15分まで
- 2 場 所 広島市中区基町10番52号
広島県庁 北館2階 第2会議室
- 3 出席委員 福岡会長 江口委員 太田委員 加藤委員 喜田委員
清川委員 住田委員 原田委員 吉川委員 （委員9名出席）
- 4 議 題
（1）認可事項
 - 1 広島翔洋高等学校の収容定員に係る学則変更について
 - 2 並木学院高等学校の広域通信制課程に係る学則変更（通信教育連携協力施設の分類変更）について
 - 3 並木学院高等学校の広域通信制課程に係る学則変更（通信教育連携協力施設の追加）について
 - 4 安田幼稚園安東園舎の収容定員に係る学則変更について
 - 5 焼山こばと幼稚園の収容定員に係る学則変更について
 - 6 MSH 医療専門学校の目的の変更について
 - 7 能達 IT ビジネス専門学校の設置について
- 5 担当部署 広島県環境県民局学事課
TEL 082（513）4496（ダイヤルイン）

6 会議の内容

（1）開会

委員総数10名中9名が出席しており、定足数を満たしていることを確認した。

（2）認可事項

1 広島翔洋高等学校の収容定員に係る学則変更について

（ア）申請内容

高等学校の収容定員に係る学則変更

（イ）質疑内容・意見

・トータルとしては令和9年度に定員が120名増えて720名になっても、教職員は問題なく対応できるような計画になっているのか。また、ビジネス科がなくなるということは全員普通科の教諭になるわけだが、その点の確認はとれているか。

（事務局）1点目の質問に関して、120名増加しても教員数に係る基準の区分は今と変わらない。2点目の質問に関して、教員について、ビジネス科はなくな

るが普通科の中にビジネスコースができるので、その中で教員が教鞭を執ることが想定されている。

・普通科ビジネスコースみたいなものができ、教員も基本的には変わらないということか。

(事務局) 御指摘のとおり。

・ビジネス科をやめて普通科のみにして、普通科の中にビジネスコースを創ることに、何か学校側に経営上のメリットがあるのか。

(事務局) ビジネス科は現段階で定員割れの状況である一方、逆に普通科は収容定員を超えた状態になっているので、ビジネス科としては廃止するが、普通科の中にビジネスが学べるコースを創ることで、正常な学校運営につながるものと考えている。

(ウ) 結論

適当と認める。

以下、一括審議

2 並木学院高等学校の広域通信制課程に係る学則変更について

3 並木学院高等学校の広域通信制課程に係る学則変更について

申請内容

(ア) 申請内容

高等学校の広域通信制課程に係る学則変更（通信教育連携協力施設の分類変更及び追加）

(イ) 質疑内容・意見

・今回の件について反対するつもりは全くないが、先般私立学校の全国生徒募集対策会議において、通信制の設置基準が各都道府県で様々ある中で、本来教育におけるこういう生徒を育てたい、こういう状況でこういう学校を創るというようなところが、少し足りない学校が出てきたと感じている。広島県にそういった学校はないと思うが、生徒をとにかくたくさん採って、利益をあげるような向きもあるのではないか。全国規模を展開する学校で、ある県にそういった学校を設置するとなると、大きなハレーションが起こるのではないか。これからの学校については、本来の教育の目的と、数値的な基準についてもう少し踏み込んでいくべきではないかと思うので、今後検討していただきたい。

(事務局) 他県が本拠地の広域通信制高等学校、いわゆるサテライトキャンパスを創る時には、創る県のルールを参酌するような取扱いになっている。県としても同様の相談を受けた際には、他県のルールを参酌して活動するようにと伝えているが、必ずしも言うことを聞いてもらえない事例や、県に連絡なく設置される場合もある。県への連絡がマストになっていないため、今後機会があれば学校設置の連絡が浸透するような取組みを検討していきたい。

・県として一律のルールを整備していただきたい。

(事務局) 国の法整備が手つかずになっており、各都道府県の取扱いもまちまちであるため、国に対して要望を求める機会があれば、通信制高等学校の基準を整備するよう、機会を捉えて働きかけていきたい。

・以前総会に出席した際、お話にあったようなことが各都道府県実務担当者や会長から出てきた。統一的なルールがないため、一番易しい基準の都道府県に設置して、報告もなく活動する状況があるようだ。今年度も10月に総会があるので、次回の審議会では各都道府県の思いや現時点の状況について事務局から報告を求めたい。

(ウ) 結論

適当と認める。

4 安田幼稚園安東園舎の収容定員に係る学則変更について

(ア) 申請内容

幼稚園の収容定員に係る学則変更

(イ) 質疑内容・意見

特になし

(ウ) 結論

適当と認める。

5 焼山こばと幼稚園の収容定員に係る学則変更について

(ア) 申請内容

幼稚園の収容定員に係る学則変更

(イ) 質疑内容・意見

特になし

(ウ) 結論

適当と認める。

6 MSH 医療専門学校の目的の変更について

(ア) 申請内容

専修学校の目的の変更

(イ) 質疑内容・意見

・医療専門課程柔道整復師・スポーツトレーナー学科と、今回新設される文化・教養専門課程スポーツトレーナーDX科には、どのような違いがあるのか。

(事務局) 柔道整復師・スポーツトレーナー学科は、主に柔道整復師の国家資格の取得に特化している学科であり、スポーツトレーナーになりたい学生にとってカリキュラムが不足している状態である。そのため、スポーツトレーナーとして働くことに特化したカリキュラムを編成したスポーツトレーナーDX科を創ると考えている。

・スポーツトレーナーの育成に特化した学科を文化・教養専門課程とし「DX」という名称を付けて創るということは、デジタル関連教育として新たな教員や施設を設置するということに想像したが、そのような説明は学校から受けているか。

(事務局) スポーツ界において、数値あるいは映像によって相手の納得が得られる指導が必要とされる中で、スポーツアナリストが必要とされる時代になって

いる。そこで、最先端の機器等を使って、スポーツ界及び社会に貢献できる人材を育成するという趣旨を学校から聞いている。

・ こども学科とスポーツトレーナーDX 科では、分野が全く違うと思う。こども学科にこれまで在籍した教員が退職した後、新たにスポーツトレーナーやデータ分析が指導できるような人材を採用する計画があるか。また、現時点でこども学科に在籍する学生が卒業する希望がある場合、卒業まで教育するための教員や施設がそれなりに必要になると思う。その場合の対応はどうなっているか。

(事務局) こども学科が廃止した場合、現職の専任職員 2 名が退職予定だが、継続する場合は当該職員に留任を要請するとともに、基準を満たすために新たに 1 名を採用する予定。校舎面積に関しても 5 m²不足するため、新しい教室を 1 年間借用し、設置基準を満たすようにする。

・ 借用部分の割合が大きいようだが、あと 5 年半で契約が切れた際、教育上運営に支障はないか。

(事務局) 契約は自動更新になっているため、支障はないと考えている。

(ウ) 結論

適当と認める。

7 能達 IT ビジネス専門学校の設置について

(ア) 申請内容

専修学校の設置

(イ) 現地調査報告

校舎は広島国際学院大学から 1 棟を丸々買い上げている。教室の広さや設備は、使用しない研究室を除いても充分である。広島国際学院高等学校の卒業生が何人か来てくれる見込みがあるとのことだが、定員が 1,000 人と多いため、学生が集まるのかどうかという懸念がある。

また、留学生は学校法人のある茨城県の学校と同様に、今後何名か受け入れていき、将来的に国際交流ができるような学校を目指すとのこと。なお、既に運営している茨城県の学校と広島を行き来する教員もいるとのこと。

(ウ) 質疑内容・意見

・ e スポーツ学科は他にもあるのか。ある場合はどのような形態か。

(事務局) 県内では初めて。中国地方では 3 件目となる。無認可の学校では県内にもあり、私塾のような形態である。

・ 売買契約において、資金の借入等は今後どうしていく予定か。

(事務局) 学校法人の資産と、銀行からの融資を充当する予定。

・ 曜日を分けて生徒を通学させるということだが、定員の 1,000 人が収容できるようになっているのか。また、1 日何時間授業ができるのか。

(事務局) 曜日が分かれているクラスについては、生徒が一度に集まることはない。最大 14 クラスの生徒が集まることを想定し、その分の設備は確保できている。

るとのこと。また、1日の授業時間数は計算していないが、カリキュラム上の800時間以上の授業時間数を確保できることを確認している。

- ・生徒が通学するために必要な駐車場は学校に確保されているか。

(事務局) 生徒用の駐車場はないと思われる。校舎が建っている敷地のみを購入するとのこと。

- ・当該専門学校における授業については、全て対面形式が想定されているのか。

(事務局) 本件について、オンライン授業を実施すると学校から聞いていないため、全て対面で授業を実施するものと考えている。

- ・本審議会で認可した後、留学生の割合が増加することが懸念されるが、追跡調査は実施するのか。また、外国人が増えてきている状況の中で、認可を次々していくのはどうなのか。

(事務局) 毎年2回、学校における外国人生徒の割合を調査している。専ら外国人のみを在籍させることはできないということは各法人にも理解してもらっているという認識だが、日本人生徒を採っていく取組の中で、結果として外国人が増加していくことに関しては、許容範囲と聞いている。日本人生徒をしっかりと募集するようにと各学校に伝えている。

- ・高校生向けのガイダンスでも、外国人生徒が増加している学校は参加してこない。日本人生徒に募集をかけているのか疑問だ。

(事務局) 過去に、日本人生徒をどのように集めるのかを書面で回答を求めたことがある。現状を踏まえ、同様の対応策を検討していきたいと考えている。

- ・留学生にとっては高い能力を身につけることができる学科だと考えているが、それを教えているのは日本人だから、一定程度の語学力はクリアしなければならないと思う。留学生を受け入れる入学時の基準をどのように考えているか。日本語学級は必要になってくるはずなので、フォローアップの時等に確認すべきではないか。

(事務局) 毎年調査を実施していることに加え、生徒に対する教育の内容について点検する取組みを検討したいと思う。入学基準については、本国で大学進学資格を持つ留学生だけが入学資格を満たすという学則を今回確認している。

- ・生徒募集活動については、何か具体的に実施しているか。

(事務局) 認可後に募集活動が行われる予定のため、審議会開催時点では実施していない。県内の高校生を対象に募集していくとのこと。

- ・海外からの留学生を募る予定はないということか。

(事務局) 学校に確認する限りではそのような話は聞いていない。留学生が入ったらいいという考えではあるが、留学生を入学者の主な対象にしないということとは確認している。

- ・審議会で認可された後は、県として認可した条件どおりになっているか定期的に点検又は検査をするのか。

(事務局) 県の補助金を交付している学校法人については、補助金検査で定期的に実地検査を実施している。一方で、補助金を交付していない法人については、法令に抵触するような事態が発生した場合、現地確認を実施する可能性はあるが、近年そのような事例はない。

(エ) 結論

適当と認める。

以上